

クラウドバンク匿名組約款 2018年6月29日（改定） 新旧対照表

（改定箇所には下線を付しております。）

改定前	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>(1)～(8)（省 略）</p> <p>(9) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i) 本営業者が借入希望者に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii) 本営業者によって譲渡希望者から取得された貸付債権をいい、<u>「主要対象債権」とは、対象債権のうち、本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な貸付先として予め本匿名組合員に対してその資金使途、担保及び保証の有無等を示して説明したものをいいます。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(10)</u>（省 略）</p> <p><u>(11)</u> 「投資ポジション」とは、本匿名組合において当社が営業者として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、<u>主要対象債権の概要</u>（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る出資対象事業の一部をいいます。</p> <p><u>(12)～(16)</u>（省 略）</p> <p><u>(17)</u> 「本件借入人」とは、<u>対象債権の債務者をいいます。</u></p> <p>(18)～(23)（省 略）</p> <p>(24) 「払込期日（投資ポジション毎）」とは、投資ポジション毎に設定された募集期日又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p> <p>(25)（省 略）</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(1)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) 「対象債権」とは、本事業の遂行のために、(i) 本営業者が借入希望者に対して実行した貸付に基づく貸付債権又は(ii) 本営業者によって譲渡希望者から取得された貸付債権をいい、<u>対象債権に係る債務者を「融資先」といいます。</u></p> <p><u>(10)</u> 「<u>主要な融資先に係る対象債権</u>」とは、対象債権のうち、<u>本営業者が当該投資ポジションにおいて予め本匿名組合員に対して(i)英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、(ii)その資金使途、(iii)担保、(iv)保証の有無及び(v)その他の概要を示して説明したものをいい、その債務者を「主要な融資先」といいます。</u></p> <p><u>(11)</u>（現行どおり）</p> <p><u>(12)</u> 「投資ポジション」とは、本匿名組合において当社が営業者として、複数の対象債権の全部又は一部の組合せによって構成されることを予定して本匿名組合員に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、<u>主要な融資先に係る対象債権の概要</u>（その資金使途、担保又は保証の有無等を言いますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る出資対象事業の一部をいいます。</p> <p><u>(13)～(17)</u>（現行どおり） （削 除）</p> <p>(18)～(23)（現行どおり）</p> <p>(24) 「払込期日（投資ポジション毎）」とは、投資ポジション毎に設定された<u>募集期間の最終日</u>又は本匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日をいいます。</p> <p>(25)（現行どおり）</p>
<p>第6条（本事業）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。なお、第9条に基づき、本営業者が、本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジションにおける<u>主要対象債権以外の対象債権</u>から生じる収益を確保することも、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲とします。</p>	<p>第6条（本事業）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、第7条に基づき本匿名組合員が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。なお、第9条に基づき、本営業者が、本匿名組合員が選択又は追加した投資ポジションにおける<u>主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権</u>から生じる収益を確保することも、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲とします。</p>

改定前	改定後
<p>3.～5. (省 略)</p> <p>第 8 条 (出資)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 匿名組合員が、日本クラウド証券に対して募集期間 (投資ポジション毎) において、当該投資ポジションへの出資の申込みを行った場合、当該本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</p> <p>3.～4. (省 略)</p> <p>第 9 条 (事業の遂行)</p> <p>1. 本営業者は、<u>当該投資ポジションの運用開始後速やかに</u>、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の 2 分の 1 を超える額をもって、主要対象債権の取得を行います。また、本営業者は、主要対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポジションによって取得される日又は当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するように努めます。但し、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において主要対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの主要対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>2. 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の 2 分の 1 未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの主要対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. 本営業者が取得した対象債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、<u>本件借入人</u>の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、<u>本件借入人</u>に対する催促、交渉及び回収は、その方法、内容 (サービスへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。) その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができるものとします。</p> <p>5.～11. (省 略)</p> <p>第 10 条 (投資リスク)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 本営業者は、本匿名組合員に出資金相当額の返還を保証いたしません。<u>本件借入人</u>又はその他の当事者の返済遅延その他の債務不履行のリスク及び本事業に伴うリスクについては、本匿名組合員が負担します。但し、本匿名組合員の損失の分担額は、</p>	<p>3.～5. (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (出資)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本匿名組合員が、日本クラウド証券に対して、当該投資ポジションへの出資の申込みを行った場合、当該本匿名組合員は、当該募集において日本クラウド証券が定める出資金の払込みを行います。</p> <p>3.～4. (現行どおり)</p> <p>第 9 条 (事業の遂行)</p> <p>1. 本営業者は、<u>払込期日 (投資ポジション毎) 後速やかに</u>、当該投資ポジションの運用として、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションについて出資された出資金の 2 分の 1 を超える額をもって、<u>主要な融資先に係る</u>対象債権の取得を行います。また、本営業者は、<u>主要な融資先に係る</u>対象債権の全部が債務者、保証人又は担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、若しくは他の投資ポジションによって取得される日又は当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、<u>主要な融資先に係る</u>対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するように努めます。但し、当該投資ポジションの運用期限が到来する日において<u>主要な融資先に係る</u>対象債権に係る債務者、保証人又は担保提供者から返済期日までの<u>主要な融資先に係る</u>対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>2. 本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションの成立時に当該投資ポジションに出資された出資金の 2 分の 1 未満の額をもって、本匿名組合員が選択した投資ポジションの<u>主要な融資先に係る</u>対象債権以外の対象債権の取得を行うことができるものとし、本匿名組合員は予めこれを異議なく承諾するものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 営業者が取得した対象債権に関する金銭消費貸借契約その他の関連契約において、<u>融資先</u>の返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、<u>融資先</u>に対する催促、交渉及び回収は、その方法、内容 (サービスへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除を含みます。) その他一切の事項につき、本営業者の裁量によって行うことができるものとします。</p> <p>5.～11. (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (投資リスク)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本営業者は、本匿名組合員に出資金相当額の返還を保証いたしません。<u>融資先</u>又はその他の当事者の返済遅延その他の債務不履行のリスク及び本事業に伴うリスクについては、本匿名組合員が負担します。但し、本匿名組合員の損失の分担額は、出資</p>

改定前	改定後
<p>出資金の合計額を限度とします。</p> <p>3.～4. (省 略)</p> <p>第 18 条 (存続期間)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 投資ポジションの存続期間は、第 7 条に従い選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、当該投資ポジションに属する主要対象債権が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済され又は処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は延長されるものとします。</p> <p>第 19 条 (契約の終了)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 本営業者又は本匿名組合員が解散の決議をし、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合</p> <p>(4)～(8) (省 略)</p> <p>3.～5. (省 略)</p>	<p>金の合計額を限度とします。</p> <p>3.～4. (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (存続期間)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 投資ポジションの存続期間は、第 7 条に従い選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、当該投資ポジションに属する主要な融資先に係る対象債権が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済され又は処分される日まで当該投資ポジションの存続期間は延長されるものとします。</p> <p>第 19 条 (契約の終了)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)・(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 本営業者又は本匿名組合員が解散を決議し、又はその命令を受けた場合、その他清算手続に入った場合</p> <p>(4)～(8) (現行どおり)</p> <p>3.～5. (現行どおり)</p>

以上